

# 肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



## 支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(昨年の秋肥と本年の春肥として使用する肥料)が対象です。

## 支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その85%(国支援分70%及び県支援分15%)を支援金として交付します。

支援金 =

$$\left( \text{当年の肥料費} - \left[ \frac{\text{当年の肥料費}}{\left[ \begin{array}{l} \text{秋肥も} \\ \text{春肥も} \end{array} \right] 1.4} \div \left[ \begin{array}{l} \text{秋肥も} \\ \text{春肥も} \end{array} \right] 0.9} \right) \times 0.85$$

## 申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- 1 昨年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、本年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など)

昨年秋肥と本年春肥は、それぞれの注文票等をまとめて、別々に提出してください。  
注文票のほか、領収書または請求書が必要です。

- 2 化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むこと  
(15項目の取組メニューから選択して申告していただきます。)

裏面を参照



# 農業者の皆様に記入いただくもの



## 化学肥料低減計画書

作付概要	
作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに〇を記入してください。

- 2つ以上に〇が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

- 実施する(してきた)取組メニューに「〇」を付してください。
- 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

15項目の取組メニューから選びます

	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計	○	◎



## 申請方法

農業者グループで申請してください。

5戸以上のグループで申請してください。農協や肥料販売店などでまとめてグループ申請していただくことを想定しています。

### ● 提出書類について

詳細は、熊本県の肥料価格高騰対策ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/74/150350.html>



肥料価格高騰対策事業  
ホームページ

### ● 書類の提出先・提出方法

〒862-0950 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 熊本県庁内郵便局留

肥料価格高騰対策事業サポートセンター宛てに、郵送で提出して下さい。

## スケジュール

- 7月26日まで：県協議会への令和5年度(2回目)の申請期限
- 9月中下旬ごろ：農業者グループへの支援金の交付(2回目)

**※今回は最終の募集です。漏れのないよう申請ください※**

## 問い合わせ先

本事業に申請したい方は、肥料を購入した農協や販売店等におたずね下さい。

その他事業に関しては、以下の問い合わせ先におたずねください。

### ■ 事業全般に関すること

各地域の県農業普及・振興課または県庁農業技術課

TEL : 096-333-2381

### ■ 書類の内容・申請方法に関すること

肥料価格高騰対策事業サポートセンター

TEL : 096-213-6531